



第95回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月17日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

場所 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地
当社本店
開催場所が昨年と異なっております。
末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

お土産の中止について

株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

基本理念

1. 社 会 よき企業市民として社会との調和ある成長を目指す。
 - 1) 企業倫理の徹底をはかり、公正で透明な企業活動の推進。
 - 2) クリーンで安全な商品を提供することを使命とし、地球環境保護を重視した企業活動の推進。
 - 3) 地域社会の一員としての役割を自覚し、よい社会づくりに貢献。
2. お客さま 革新的な技術開発、製品開発に努め、お客さまに喜ばれる、よい商品を提供する。
3. 株 主 将来の発展に向けた革新的経営を進め、株主の信頼に応える。
4. 社 員 労使相互信頼を基本に、社員の個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境をつくる。
5. 取 引 先 開かれた取引関係を基本に、互いに研鑽に努め、ともに長期安定的な成長を目指す。

目次

株主のみなさまへ	2	(添付書類)	
第95回定時株主総会招集ご通知	3	事業報告	25
議決権行使等のご案内	4	連結計算書類	51
株主総会参考書類	9	監査報告書	53
第1号議案 剰余金の処分の件	9	計算書類	55
第2号議案 取締役9名選任の件	10	監査報告書	57
第3号議案 監査役1名選任の件	18	株式に関するご案内	62
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	19		
第5号議案 役員賞与支給の件	20		
第6号議案 取締役報酬額改定の件	20		
第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	21		

株主のみなさまへ

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに第95回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

世界各地で感染が拡大する新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになったみなさま、ご遺族のみなさまに謹んで哀悼の意を表しますとともに、引き続き闘病中のみなさまに心よりお見舞いを申し上げます。この世界的脅威に打ち克つために、当社が少しでもお役に立てることを模索し対応を進めてまいります。

大変革期といわれる自動車業界は、C A S E（コネクティッド・自動運転・シェアリング・電動化）の技術革新によってM a a S（サービスとしての移動）の発展と自動運転の実現へと大きく変化しており、異業種も巻き込んだグローバル競争がますます激化しています。

そのような中、当社グループは、ビジョンのありたい姿「世界中のお客さまに最高のモビリティライフを提案し続ける会社」として、空間の新価値創造を主導するインテリアスペースクリエイター*を目指し、持続可能な成長の実現に向け、グループ一体となって取り組んでおります。

株主のみなさまにおかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※：『QUALITY OF TIME AND SPACE—すべてのモビリティへ“上質な時空間”』を提供するというありたい姿の実現に向け、高品質な製品をお届けするだけでなく、お客さまへサービス提供も含め、M a a Sにも対応した空間への新たな価値の提供を目指します



取締役 会長

豊田周平

取締役 社長

沼毅

株主各位

(証券コード 3116)

2020年6月1日

愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地

トヨタ紡織株式会社

取締役社長 沼 毅

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年6月16日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2020年6月17日（水曜日）午前10時
2	場 所	愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地 当社本店 (開催場所が昨年と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 1. 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件 第6号議案 取締役報酬額改定の件 第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

インターネット開示について

以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

①連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項となります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト >> <https://www.toyota-boshoku.com/>

議決権行使等のご案内

株主総会にご出席される場合

詳細は5ページをご参照ください ▶



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2020年6月17日(水曜日) 午前10時

場所 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地 当社本店

(開催場所が昨年と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合

詳細は6ページをご参照ください ▶



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月16日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

詳細は7,8ページをご参照ください ▶



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月16日(火曜日) 午後5時30分まで

議決権行使等のご案内



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時

2020年6月17日(水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所

愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地 **当社本店**
(開催場所が昨年と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

公共交通機関でお越しの方



JR東海道本線

刈谷駅
(南口)

名鉄三河線

徒歩約10分
(1 km)

- ・JR東海道本線・名鉄三河線 刈谷駅(南口)から徒歩約10分(1 km)です。
- ・密集による感染を防止するため、ご不便をお掛けしますが、**送迎バス(刈谷駅⇔当社本店)**は**中止**とさせていただきます。

お車でお越しの方



国道23号線
知立バイパス

上重原
IC

約10分
(3 km)

- ・国道23号線知立バイパス上重原ICから車で約10分(3 km)です。
- ・弊社構内お客様駐車場をご利用ください。

当日ご出席される株主のみなさまへ

当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（同封の「議決権行使書用紙・記載面保護シール」をご利用ください。）

行使
期限

2020年6月16日（火曜日）午後5時30分 到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
トヨタ紡織株式会社 田中 誠 様宛

（例）〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇〇 〇〇様

見本

→ こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、
反対する候補者番号を
下の〔 〕内に記入

議決権の行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

議決権行使等のご案内



インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

行使期限 **2020年6月16日(火曜日)午後5時30分まで**

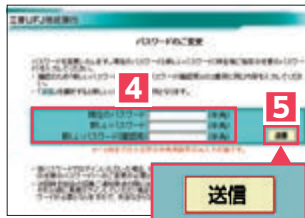
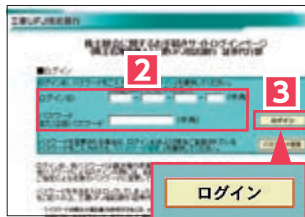
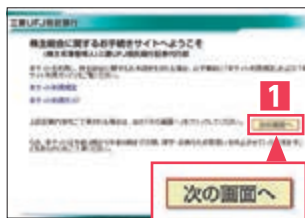
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコンの場合

- 1 「次の画面へ」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書（右側）に記載の「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック
- 4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- 5 「送信」をクリックし、確認画面が出たら、「確認」をクリック



スマートフォンの場合

- 1 「株主総会に関するお手続き」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書（右側）に記載の「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従っ

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

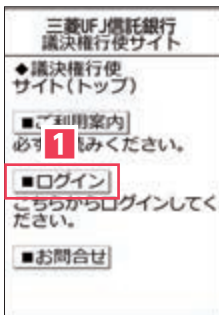
注意事項

- 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

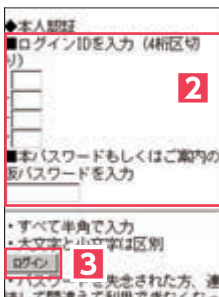


携帯電話の場合

1 「ログイン」をクリック



2 お手元の議決権行使書（右側）に記載の「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「ログイン」をクリック



QRコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 お手元の議決権行使書（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

議決権を再行使する場合は、「ログインID・仮パスワード」を入力する必要があります。左頁記載のご案内に従ってログインしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

て賛否をご入力願います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第95期の期末配当につきましては、長期安定的な配当の継続を基本に、連結業績および配当性向などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金 **26円**

配当総額 **4,857,320,052円**

なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき54円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月18日（木曜日）

ご参考 | 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は、株主の皆様の利益確保を重要な経営課題のひとつとし、長期安定的な配当の継続を基本に、連結業績および配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

内部留保につきましては、経営基盤の一層の強化・充実ならびに今後の事業展開に有効活用し、長期的に株主の皆様利益向上に努めたいと考えております。

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役（10名）は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の意思決定のさらなる迅速化を図るため、取締役を1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	重要な兼職の状況	
1	とよ だ しゅう へい 豊 田 周 平	豊田通商株式会社 社外監査役	再任
2	ぬま たけし 沼 毅		再任
3	い とう よし ひろ 伊 藤 嘉 浩		再任
4	か のう しん じ 加 納 伸 二		再任
5	やま もと たかし 山 本 卓		新任
6	お がさわら たけし 小笠原 剛	株式会社三菱UFJ銀行 顧問	再任 社外 独立
7	こ やま あき ひろ 小 山 明 宏	学習院大学 経済学部教授	再任 社外 独立
8	さ さき かず え 佐々木 一 衛	株式会社豊田自動織機 取締役副社長	再任 社外 独立
9	い な ひろ ゆき 伊 奈 博 之	株式会社デンソー 経営役員	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所および名古屋証券取引所届出独立役員候補者

(注) 現任取締役の当社における担当は、添付書類「事業報告」40ページに記載のとおりであります。

ご参考 | 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名について、社外役員が過半数を占める経営諮問会議での議論・審議を経て取締役会で選解任を決議します。

経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名の方針につきましては、分野をカバーできるバランスを考慮しつつ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討しております。

監査役候補の指名の方針につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業全般に関する理解、企業経営に関する多様な視点を有しているかの観点より総合的に検討しております。

社外取締役候補・社外監査役候補の指名の方針につきましては、会社法に定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、幅広い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。

株主総会参考書類

候補者番号 1	とよだ しゅうへい 豊田 周平 再任	▶生年月日 1947年6月25日 ▶所有する当社株式の数 1,042,600株
-------------------	---------------------------------	--

略歴、当社における地位

1977年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社	2002年4月 トヨタモーターヨーロッパ株式会社取締役社長
1998年6月 トヨタ自動車株式会社取締役	2003年6月 トヨタ自動車株式会社取締役（専務待遇）
2001年6月 同社常務取締役	2004年6月 当社取締役副社長
2001年6月 トヨタモーターヨーロッパニューフックチャリング株式会社取締役社長	2006年6月 当社取締役社長
2001年9月 トヨタ自動車株式会社取締役（常務待遇）	2015年6月 当社取締役会長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

豊田通商株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社における海外拠点での要職や取締役の経験に加え、当社において取締役社長および取締役会長を歴任し、長年にわたり経営に携わってきた経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるべく、取締役として選任をお願いするものであります。



当社との特別の利害関係

なし

取締役在任年数

16年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	12回	12回
臨時	-回	-回

候補者番号 2	ぬま たけし 沼 毅 再任	▶生年月日 1958年6月14日 ▶所有する当社株式の数 26,400株
-------------------	----------------------------	---

略歴、当社における地位

1981年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社	2016年6月 当社取締役副社長
2012年4月 トヨタ自動車株式会社常務役員	2018年4月 当社取締役社長就任 現在に至る
2016年4月 当社副社長	

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社における生産部門や海外拠点での要職および常務役員の経験に加え、当社においては2016年4月より副社長、2018年4月より取締役社長として経営に携わっております。これらの経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるべく、取締役として選任をお願いするものであります。



当社との特別の利害関係

なし

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	12回	12回
臨時	-回	-回

候補者番号
3

いとう よしひろ
伊藤 嘉浩

再任

▶生年月日
1957年8月23日

▶所有する当社株式の数
19,700株



当社との特別の利害関係

なし

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	12回	12回
臨時	-回	-回

略歴、当社における地位

1980年4月 荒川車体工業株式会社入社

2009年6月 当社執行役員

2010年6月 当社常務役員

2010年6月 トヨタ紡織アメリカ株式会社取締役副社長

2014年6月 当社取締役兼専務役員

2016年4月 トヨタ紡織アメリカ株式会社取締役会長兼社長

2016年6月 当社専務役員

2017年4月 トヨタ紡織アメリカ株式会社取締役社長

2018年4月 当社副社長

2018年6月 当社取締役副社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

当社において営業・経営管理部門の経験に加え、米国現地法人および米州統括会社での経営に携わってきた経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
4

かのう しんじ
加納 伸二

再任

▶生年月日
1957年11月21日

▶所有する当社株式の数
14,100株



当社との特別の利害関係

なし

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	10回	10回
臨時	-回	-回

略歴、当社における地位

1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社

2013年1月 当社顧問

2013年6月 当社常務役員

2017年4月 当社専務役員

2019年4月 当社副社長

2019年6月 当社取締役副社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社における生産部門や海外拠点での要職の経験に加え、当社において生産技術、生産管理、安全衛生など幅広く担当した経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるべく、取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号

5

やまもと

山本

新任

たかし

卓

▶生年月日

1957年11月26日

▶所有する当社株式の数

10,700株



当社との特別の利害関係

なし

取締役在任年数

—

取締役会出席回数 (2019年度)

	開催	出席
定例	一回	一回
臨時	一回	一回

略歴、当社における地位

1982年 4月 トヨタ自動車工業株式会社入社

2014年 4月 トヨタ自動車株式会社常務役員

2018年 1月 当社顧問

2018年 4月 当社専務役員

2019年 4月 当社執行役員

2020年 4月 当社副社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社における車両開発（チーフエンジニア）の経験に加え、2018年4月より当社の新事業推進本部において航空機シート、繊維事業などに携わっております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6	おがさわら たけし 小笠原 剛	<p>▶生年月日 1953年8月1日</p> <p>▶所有する当社株式の数 なし</p>	
再任	社外	独立	

略歴、当社における地位

1977年 4月 株式会社東海銀行入行	2011年 5月 同行専務取締役
2004年 5月 株式会社U F J銀行執行役員	2012年 6月 同行取締役副頭取
2004年 6月 同行取締役執行役員	2016年 6月 同行常任顧問
2006年 1月 株式会社三菱東京U F J銀行執行役員	2017年 6月 当社取締役就任 現在に至る
2007年 5月 同行常務執行役員	2018年 6月 株式会社三菱U F J銀行顧問就任 現在に至る
2008年 6月 同行常務取締役	

重要な兼職の状況

株式会社三菱U F J銀行 顧問

社外取締役候補者とした理由

株式会社三菱U F J銀行において長年にわたり経営者としての経験を有しております。また、2017年6月より当社の社外取締役として大所高所から経営に対し助言をいただいております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 社外取締役候補者であります。
2. 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
3. 東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	12回	10回
臨時	-回	-回

候補者番号 7	こやま あきひろ 小山 明宏	▶生年月日 1953年6月9日	
再任 社外 独立	▶所有する当社株式の数 なし		

略歴、当社における地位

1981年 4月 学習院大学経済学部専任講師	1995年 9月 学習院大学経済学部教授就任 現在に至る
1988年 4月 同大学経済学部教授	2018年 6月 当社取締役就任 現在に至る
1995年 3月 ドイツ・バイロイト大学経営学科正教授	

重要な兼職の状況

学習院大学 経済学部教授

社外取締役候補者とした理由

大学教授として長年にわたり企業財務、コーポレートガバナンス等の研究に携わるとともに、海外の大学の客員教授を歴任され、グローバルな視点での企業経営の専門知識を有しております。また、2018年6月より当社の社外取締役として大所高所から経営に対し助言をいただいております。同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、その高い知見を当社の経営に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	12回	12回
臨時	-回	-回

- (注) 1. 社外取締役候補者であります。
2. 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
3. 東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

候補者番号 8	さ さ き か ず え 佐々木 一衛 再任 社外 独立	▶生年月日 1954年3月5日 ▶所有する当社株式の数 2,000株
-------------------	--	---



略歴、当社における地位

1977年 4月 株式会社豊田自動織機製作所入社	2010年 6月 株式会社豊田自動織機取締役（専務待遇）
2003年 6月 株式会社豊田自動織機取締役	2011年 6月 同社専務取締役
2006年 6月 同社常務役員	2013年 6月 同社取締役副社長就任 現在に至る
2008年 6月 同社常務執行役員	2016年 6月 当社取締役就任 現在に至る
2009年 6月 トヨタインダストリアルイキップメント マニファクチャリング株式会社取締役社長	

重要な兼職の状況

株式会社豊田自動織機 取締役副社長

社外取締役候補者とした理由

株式会社豊田自動織機において長年にわたり経営者としての経験を有しております。また、2016年6月より当社の社外取締役として大所高所から経営に対し助言をいただいております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 社外取締役候補者であります。
 2. 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
 3. 東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	12回	12回
臨時	-回	-回

候補者番号 9	い な ひ ろ ゆ き 伊 奈 博 之 再任 社外 独立	▶生年月日 1958年11月27日 ▶所有する当社株式の数 なし	
-------------------	---	---	---

略歴、当社における地位

1981年 4 月 日本電装株式会社入社	2019年 4 月 同社経営役員就任 現在に至る
2009年 6 月 株式会社デンソー常務役員	2019年 6 月 当社取締役就任 現在に至る
2015年 6 月 同社専務役員	

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2019年度）

	開催	出席
定例	10回	9回
臨時	-回	-回

重要な兼職の状況

株式会社デンソー 経営役員

社外取締役候補者とした理由

株式会社デンソーにおいて現在、経営役員としてセンサ&セミコンダクタ事業グループ、東京支社を担当しており、長年にわたり自動車の根幹を成す電子部品の事業経営に携わってきました。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 社外取締役候補者であります。
 2. 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
 3. 東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

常勤監査役 山本直氏は、今回の株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

みなみ

南

新任

やすし

康

▶生年月日

1955年3月25日

▶所有する当社株式の数

7,500 株



当社との特別の利害関係

なし

監査役在任年数

-

取締役会出席回数 (2019年度)

	開催	出席
定例	-回	-回
臨時	-回	-回

監査役会出席回数 (2019年度)

	開催	出席
定例	-回	-回
臨時	-回	-回

略歴、当社における地位

1977年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社

2012年2月 当社顧問

2012年6月 当社常務役員

2015年6月 当社専務役員

2016年4月 トヨタ紡織アジア株式会社取締役会長

2017年4月 同社取締役社長

2019年4月 当社執行役員

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社における生産管理部門や海外拠点での要職の経験に加え、当社においてグローバルの生産管理や、アジア・オセアニア地域での統括会社にて経営に携わってきた経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映すべく監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、現社外監査役の横山裕行、藍田正和の両氏の補欠として、選任をお願いするものであります。補欠監査役が監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間となります。

また、本議案の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

かわむら かずお
川村 和夫

再任

- ▶ 生年月日
1953年2月13日
- ▶ 所有する当社株式の数
なし



当社との特別の利害関係

なし

略歴、当社における地位

1978年4月 名古屋弁護士会登録

1983年4月 川村法律事務所開設 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士、トランコム株式会社 社外取締役 監査等委員

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として長年培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役に就任された場合、その職務を適切に遂行いただき、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと判断しております。

- (注)
1. 補欠の社外監査役候補者であります。
 2. 本議案が原案通り承認され、かつ監査役に就任した場合、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額となる予定であります。
 3. 本議案が原案通り承認され、かつ監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役6名（社外取締役除く）に対し、役員賞与総額134,830,000円を支給いたしたいと存じます。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月14日開催の第87回定時株主総会において、月額50百万円以内にご承認いただき現在に至っております。以来当社では、この報酬額を取締役の月額報酬に係る上限額として運用し、取締役の賞与については別途定時株主総会において都度その具体的支給額をご承認いただいております。

取締役構成・員数の見直しに際して、報酬制度も見直すこととし、取締役の報酬の定めを月額から年額に変更するとともに、その報酬額を年額6億円以内（うち社外取締役分 年額70百万円以内）といたしたいと存じます。

当該報酬額の範囲内で、固定報酬である月額報酬に加えて、業績連動報酬である現金賞与を支給することとし、月額報酬については、職責や経験、および他社の動向を反映させた報酬とし、また、現金賞与については、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、社外取締役が過半数を占める経営諮問会議で審議し、取締役会で決定いたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

また、社外取締役は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

第7号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、第6号議案「取締役報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額6億円以内（うち社外取締役分 年額70百万円以内）となります。

今般、当社は、取締役報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）の払込期日から当社の取締役の地位を退任する直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という）の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限期間が満了した直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

| ご案内 |

執行役員に関するお知らせ

2020年4月1日付の執行役員の体制は以下のとおりです。

	氏名	担当
1	いし かわ まさ のぶ 石 川 雅 信	シート事業本部 本部長 新事業推進本部 本部長補佐
2	もち づき いく お 望 月 郁 夫	米州地域本部 本部長 トヨタ紡織アメリカ株式会社 取締役社長
3	い お き ひろ し 五百木 広 志	日本地域本部 本部長 日本地域本部 第2製造センター センター長 猿投工場 工場長 高岡工場 工場長
4	ふえ た やす ひろ 笛 田 泰 弘	経営収益管理本部 本部長 BRグローバル本社推進室 室長
5	あ だ ち しやう じ 足 立 昌 司	ユニット部品事業本部 本部長 新事業推進本部 本部長補佐
6	つの だ ひろ き 角 田 浩 樹	アジア・オセアニア地域本部 本部長 トヨタ紡織アジア株式会社 取締役社長 新事業推進本部 新興国小型車事業センター センター長

メモ欄

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

■事業を取り巻く環境

当連結会計年度の世界情勢は、高まる貿易障壁や地政学的な情勢をめぐる不透明感の増大により各国の経済成長率が低下しました。直近では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大により、経済活動が停止し、深刻な景気後退に陥りつつあります。日本経済は、海外経済減速の影響を受け輸出の停滞による外需の落ち込み、また消費税の増税による個人消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により景気後退局面に入ることが懸念されます。

■当期の事業概況

このような環境の下、当社は、2020年経営計画達成に向け、総力を挙げて取り組んでまいりました。足許課題として、市場の需要変動に柔軟に対応できる基盤強化に向けて、体質強化を進め稼ぐ力の向上に努めてまいりました。これまでの延長線にない原価低減活動推進に向け、設計、生産技術、品質がスルーで活動できる取り組みを行ってまいりました。この活動を一層加速するために、『ものづくり革新センター』を竣工し、やり直しロスの低減、生産準備の効率化を図ってまいります。

コア事業拡大に向け、広島などに事務所を開設し、営業活動を推進してまいりました。その結果の一つとして、マツダ（株）・トヨタ自動車（株）合併会社 Mazda Toyota Manufacturing, U.S.A., Inc. 向けシート・内装部品を受注し、米国アラバマ州にデルタ工業（株）、（株）東洋シートとの合併会社 TOYOTA BOSHOKU AKI USA, LLC を設立いたしました。

また、空間の新価値創造を主導するインテリアスペースクリエイターに向けた第一歩として、トヨタグループと連携し、技術と知見を効率的に融合し、より安全、快適な移動空間であるMX191を東京モーターショーで発表いたしました。

ご参考

ものづくり革新センター竣工、グローバル本社新本館を建設

猿投工場内にて、AI技術や自動化技術を活用した次世代ラインの構築、ものづくりの効率化・高度化を推進する「ものづくり革新センター」が2020年1月に竣工し、運用を開始しました。

また、刈谷工場内では、グローバルな経営基盤をさらに強固にし、成長戦略実現への取り組みを加速させるために、「グローバル本社新本館」を建設いたしました。（2020年5月竣工）



「ものづくり革新センター」



「グローバル本社新本館」

東京モーターショーとCES2020にて未来の自動運転を想定した車室空間を提案

自動車に対するお客様ニーズが大きく変化中、未来の自動運転を想定した様々なニーズに応じた多彩なシートアレンジや、乗員の状態を感知して空間を制御する技術を織り込んだ車室空間を紹介しました。



東京モーターショーにて「MX191」 CES2020に出展した「MOOX」をバックに会見する、社長の沼毅

CDP調査で最高評価を獲得

投資家からの評価も高い英国NGO、CDP※が実施する調査の「ウォーターセキュリティ」部門で最高評価である「Aリスト企業」に選定されました。

当社のフィルトレーション技術を使った金型の冷却循環水浄化システムWeetsによる節水と省エネの実現も含めて「水」対応に関する積極的な取り組みが評価されました。



※：Carbon Disclosure Projectの略。世界主要企業の環境活動に関する情報を収集・分析・評価し、情報開示を行う国際的な非政府組織。

中国における森づくり活動が評価され表彰

中国統括会社である豊田紡織（中国）有限公司は、中国生態公益事業に多大な貢献をした企業として、中国緑化基金会より「ベスト貢献企業賞」を受賞しました。砂漠化防止を目的に、中国トングリ砂漠で7年間にわたり続けてきた森づくり活動が評価されました。

当社の2050年環境ビジョンで掲げる「森づくり活動132万本植林」のチャレンジ目標達成のため、今後もさらに活動の輪を広げていきます。



「ベスト貢献企業賞」受賞企業10社北京で開かれた表彰式にて

マツダ(株)のシートに機構部品が初採用

2018年10月に広島営業所、2019年9月に米国でデルタ工業(株)、(株)東洋シートと合併会社を設立するなど、マツダ(株)への提案活動を進めてまいりました。

今回採用されたシート機構部品は、リクライニングとシートスライドの電動調節を可能にし、スイッチを押すだけで、自動でシートバックが前に倒れ、シートが前方にスライドするパワーウォークイン機構を備えています。



トヨタ紡織が初受注したシート機構部品（着色部）

■当期の業績

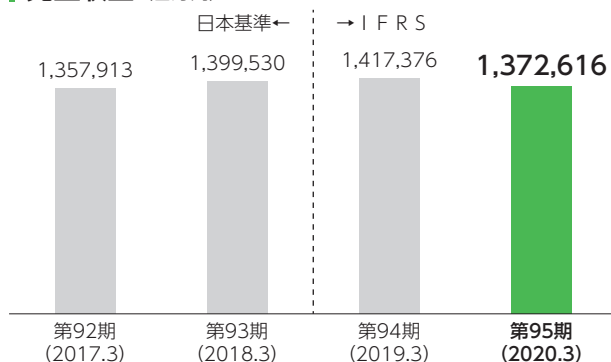
連結売上収益につきましては、生産台数の増加はありましたが製品構成変化や為替影響により、前連結会計年度に比べ447億円（△3.2%）減少の、1兆3,726億円となりました。

利益につきましては、諸経費の増加や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う稼働停止影響などの減益要因により、連結営業利益は、前連結会計

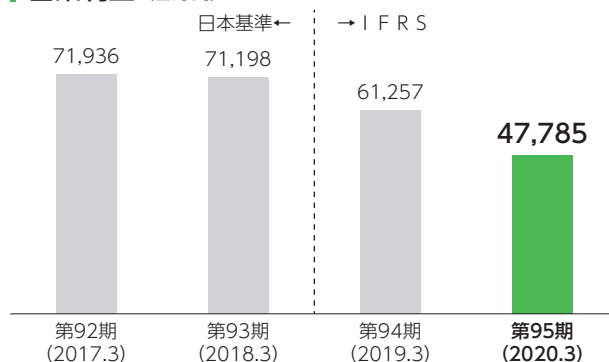
年度に比べ134億円（△22.0%）減少の477億円、税引前利益は、前連結会計年度に比べ134億円（△21.8%）減少の480億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度に比べ26億円（△9.7%）減少の247億円となりました。

| ご参考 |

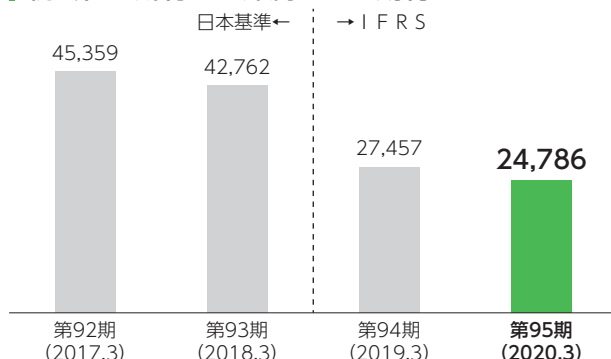
■ 売上収益 (百万円)



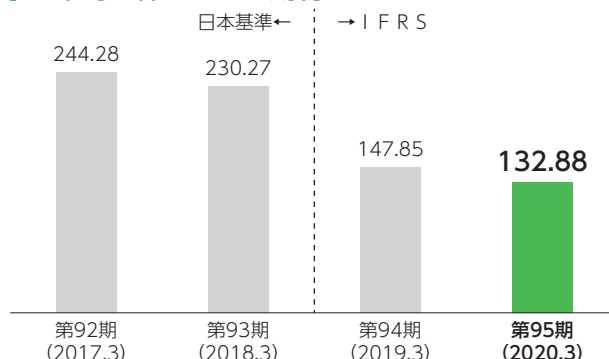
■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



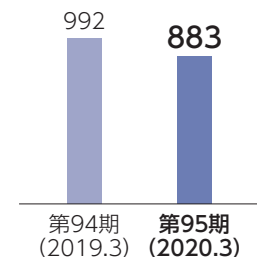
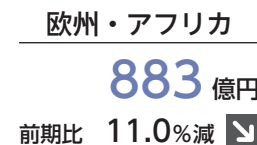
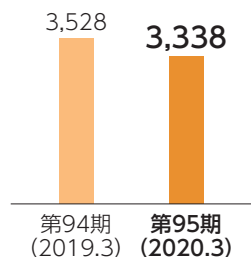
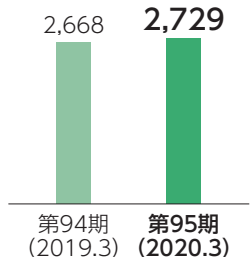
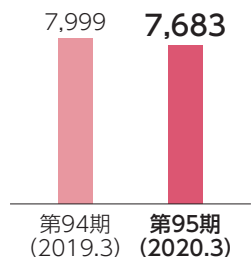
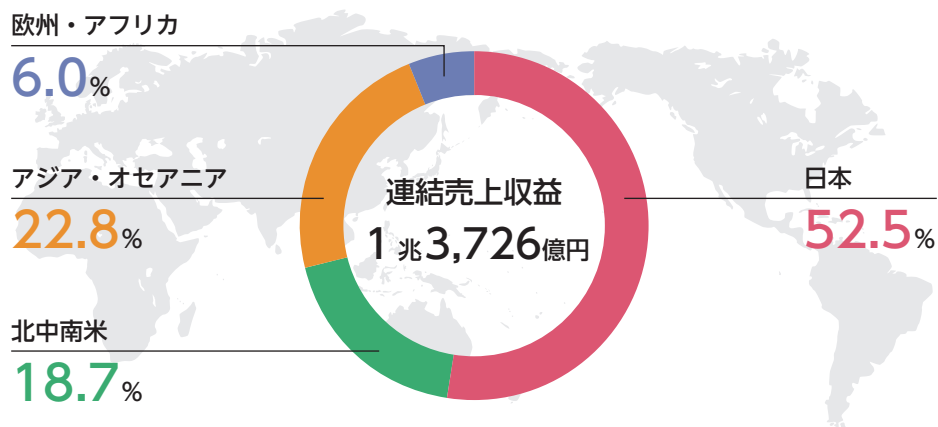
■ 基本的1株当たり当期利益 (円)



(注) 第95期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。また、第94期についてもIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。

【ご参考】

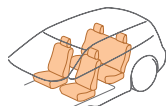
■ 地域別売上収益



※各地域の売上収益は内部売上控除前

【ご参考】

シート事業



業界をリードするシートのプロフェッショナルとして、魅力ある製品を生み出していく

安心、安全、快適なシートを追求し続ける、当社グループの主力事業。世界各地に生産ラインを保有し、トヨタグループ内外との連携も生かし、より競争力あるシートの提供、次世代モビリティへの対応を確実に進める。

■ 2019年度売上収益

9,569億円

2019年度の取り組み

トヨタグループ内外との連携を生かし、競争力強化に向けて確実に活動

自動運転化にともなうシートの可能性追求

- 次世代モビリティを想定しながら、MX191の機能などの具現化検討
- トヨタグループ各社との連携

グローバルメガサプライヤーに立ち向かう競争力強化

- MTMUS*1向けに北米でデルタ工業(株)、(株)東洋シートと合併会社TOYOTA BOSHOKU AKI USA, LLC設立
- (株)タチエスとの連携強化

さまざまなニーズに応えるシートの採用

- トヨタ自動車(株) ヤリスの運転席イージーリターン機能
- マツダ(株) CX-8のワンタッチパワーウォーフィン機構など

グローバル生産体制の構築

- グローバルにTNGA*2骨格の展開完了
- IoT・自動化などの生産革新を検討したモデルラインの完成

*1 Mazda Toyota Manufacturing, U.S.A., Inc. : トヨタ自動車(株)とマツダ(株)の合併会社

*2 Toyota New Global Architecture : トヨタ自動車(株)が、クルマの基本性能や商品力を飛躍的に向上させることを目指し取り組むクルマづくりの構造改革

これからの戦略

次世代モビリティに求められる車室空間創造に向け、シート業界をリードする先進技術力でシートをクリエイトする

- CASE、MaaSに対応したシートの可能性追求

- グローバル最適生産の推進

- 他社との連携強化

TOPICS

新開発したシートがトヨタ自動車(株)新型車ヤリスに採用

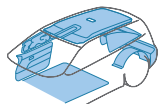
運転席の足元スライドレバーで好みのシートポジションを記憶しておき、乗車の際、シート横のメモリーレバーを操作することで、前回記憶した位置へ簡単に復帰できる「運転席イージーリターン機能」を新開発。小柄な方など、乗車するたびにシートをスライドして位置を調整する方に便利で快適なシートで、トヨタ自動車(株)が発売した新型車ヤリスに採用された。



新開発の便利で快適なシート

【ご参考】

内外装事業



内装全体をコーディネートする体制と提案力を強みに、魅力的な移動空間の創出を加速させる

ドアトリム、天井、カーペットなどの製品の生産、販売をはじめ、内装システムサプライヤーとして車室空間をトータルで提案。次世代モビリティに対応するため、騒音や振動、熱さなどの制御技術向上に取り組む。

■ 2019年度売上収益

2,797億円

2019年度の取り組み

内装システムサプライヤーとしてのビジネスモデル再構築

内装システム
サプライヤーの進化

- 将来に向けて開発担当部品領域拡大の取り組み開始

地域ごとの生産・開発
体制の最適化

- メインボードやロアボードなどの大物射出成形部品の集中と選択の考え方整理と合意
- 育成プランを含め、開発分担について開発拠点と合意、取り組みを開始

内装全体の付加価値を
高めるための
開発力強化

- 電気自動車普及に対応するための、騒音、振動、遮熱の開発力強化
- ドアや天井の照明・イルミネーションの提案力強化

これからの戦略

真の内装システムサプライヤーへ進化し、車室空間全体のコーディネーターとなる

- 内装システムサプライヤーの進化を加速
- 事業領域の拡大

TOPICS

高耐衝撃プラスチック「2019 R&D 100 Award」受賞

2019年12月に、米国R&D World Magazine主催の「2019 R&D100 Award*」を受賞。CO₂排出削減と資源の有効利用を目的に、植物由来原料を活用した材料開発を進め、2013年に(株)豊田中央研究所と共同で「高耐衝撃プラスチック」を開発。今回の受賞は、コストと性能を両立させる最適配合を見い出し、従来に比べて約20%軽量化したドアトリム基材の開発に成功し、学術的にも優れた先端研究材料を製品化したことが高く評価された。

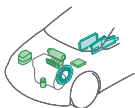
*米国R&D World Magazineが主催する、伝統かつ権威ある賞で、世界的な研究機関や企業が開発し過去1年間に実用化された製品や技術のうち、最も優れた100件を表彰



サンフランシスコで行われた授賞式

【ご参考】

ユニット部品事業



電動化時代を見据えた製品開発を進めるとともに、コア技術を生かした新規事業も推進し、新たな価値を創造する

フィルター、吸気系システム、燃料電池関連、電動パワートレイン関連の4つの製品を中心とする事業。既存ビジネスであるフィルター、吸気系システムの拡販に加え、電動化に対応するため、モーターコアやFC(燃料電池)関連製品の拡大を進める。

■ 2019年度売上収益

975億円

2019年度の取り組み

既存、新規ビジネスの競争力強化と技術力の評価

既存ビジネス

フィルター製品

- オイルフィルター、キャビンフィルター、エアフィルター、それぞれの市場にマッチした、良品廉価な製品ラインナップの構築
- 中国とタイのアフターマーケットで独自ブランドの展開

吸気系樹脂部品

- 性能、価格の競争力強化による拡販
- 宮城工場（子会社のトヨタ紡織東北(株)）を拡張し、ユニット部品の生産体制を強化

新規ビジネス

モーターコア

- 新型車ヤリスに小型のモーターコアが採用され、量産開始

燃料電池関連

- 燃料電池セパレーター増産設備導入

リチウムイオン電池

- 刈谷工場にパイロットライン新設

これからの戦略

CASEや電動化への対応により、トヨタ紡織の第2の柱へ成長

- 競合会社に対しNo. 1の地位獲得

- 既存製品の拡販と新規ビジネスの拡大

TOPICS

独自開発のリチウムイオン電池を欧州初出展

2019年9月にドイツで開催されたフランクフルトモーターショー2019に、独自の微細繊維技術と精密プレス加工技術を融合して開発した高出力リチウムイオン電池パックを初出展。高出力セルの「リチウムイオン電池」を小型化し、低発熱の特性を生かした空冷式電池パック筐体。スーパースポーツやプレミアム車両への搭載だけでなく、空飛ぶ車などモビリティのさらなる進化への活用が期待される。



圧倒的な高出力特性を持つ

【ご参考】

新事業推進

新事業の戦略構築と事業管理・推進体制整備を進め、 トヨタ紡織グループの持続可能な成長を牽引する

■ 2019年度売上収益

384億円

新興国小型車事業、航空機シート事業、繊維事業の各センターに、2020年4月から車室空間の提案力と事業化企画の連携強化のために車室空間企画センターも加わった。市場動向を把握し、いち早く事業化を目指す。

2019年度の取り組み

トヨタ自動車以外の自動車ビジネスと自動車以外のビジネス獲得に向けた活動

新興国 小型車事業センター

- トヨタビジネスで培ったノウハウを応用
- 新興国の小型車向け骨格の立ち上げ

航空機 シート事業センター

- 全日本空輸(株) (ANA) で新たに2機種
の受注獲得
- ANA以外の拡販活動を実施

繊維事業センター

- エアバッグ事業の今後の方向性を決定

これからの戦略

シーズを育て、ニーズに合った製品開発提案を続け、トヨタ紡織の未来をつくる

新興国小型車事業

- 新規顧客獲得のため、
良品廉価な製品を追求

航空機シート事業

- アジア市場での
拡販活動推進

繊維事業

- 当社の起源として培ってきた
繊維技術を生かし、事業領域を拡大

車室空間企画

- インテリアスペースクリエイターを
目指し、新規事業の芽となる発掘を行う

TOPICS

インド北部に新たに営業・開発事務所設立

2019年5月、インドのハリヤナ州グルガオン市に事務所を開設した。新事務所には営業と開発機能を備え、自動車メーカーの車両開発段階から連携して新興国の安全基準や地域特性に合わせたシートや内装品を提案し、インドをはじめとする新興国小型車事業の営業活動を強化。当社の強みである技術開発力や高品質もののづくり技術を生かし、さらなる事業拡大を目指す。



事務所の開所式を挙行

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、新製品への対応、生産設備の合理化・更新などの投資を重点に実施いたしました結果、587億円となりました。これは主に日本、北中南米地域における設備投資によるものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特筆すべき資金調達を行っておりません。

4. 財産および損益の状況

区分	第92期 (2017年3月期) 日本基準	第93期 (2018年3月期) 日本基準	第94期 (2019年3月期) 日本基準	第94期 (2019年3月期) IFRS	第95期 (2020年3月期) IFRS
売上高/売上収益 (百万円)	1,357,913	1,399,530	1,406,441	1,417,376	1,372,616
営業利益 (百万円)	71,936	71,198	58,065	61,257	47,785
経常利益 (百万円)	77,224	72,879	57,780	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	45,359	42,762	21,503	27,457	24,786
総資産/資産合計 (百万円)	691,921	744,558	752,281	793,599	780,714
純資産/資本合計 (百万円)	276,274	308,620	313,021	329,329	321,701
1株当たり当期純利益/ 基本的1株当たり当期利益 (円)	244.28	230.27	115.79	147.85	132.88
ROE (自己資本当期純利益率/ 親会社所有者帰属持分当期利益率) (%)	21.2	17.3	8.0	9.6	8.5
設備投資 (百万円)	35,500	52,095	64,641	61,341	58,715
減価償却費 (百万円)	36,228	34,755	38,274	35,153	37,575

(注) 第95期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、第94期についてもIFRSベースに組み替えた数値を併記しております。

5. 対処すべき課題

世界では、地球温暖化、人口の増加等がますます大きな社会問題となっており、また、デジタル化やAI化があらゆる業界へ押し寄せ、ビジネスモデルの創造的破壊や境界線の消失が起こりつつあります。自動車業界では、CASE^{*1}やMaas^{*2}の進展に合わせ、異業種からの参入を含め各社がその対応にしのぎを削り、し烈な競争が展開されております。このような環境下、当社は、安全、環境を基盤に、快適な移動空間の新価値創造を主導するインテリアスペースクリエイターの実現に向け、商品化のロードマップを策定・実行すると共に、自動車の電動化に合わせ、モーターコアやリチウムイオン電池など電動化部品のビジネスを着実に拡大してまいります。上述の技術革新の取り組みとあわせ、ものづくり競争力の強化、グローバルな生産体制の見直し、生産供給体制の基盤固めを進めます。限られた経営資源を効率的に機能させ、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営基盤を構築し、また、デミング賞獲得活動を通じ、社員一人ひとりの業務品質を向上し、世の中に貢献できる人材育成を図ってまいります。急変する経営環境への対応に向けて、リスクマネジメント体制をさらに整備することにより、ガバナンス強化を図ってまいります。

以上の取り組みにより、私たちの目指す提供価値である「Quality of Time and Space」を実現し、人を中心としたモビリティ空間のソリューションを提供することで社会課題の解決を図りながら経済的価値を向上し、トヨタ紡織の中長期的な企業価値の向上へとつなげていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済危機に対し、なんとしても雇用を維持していく所存です。また、マスク製造により自給分を賄うことで極力需給緩和に努めてまいります。危機収束後、直ちに一気呵成の生産再開ができるよう準備を進めます。

*1 Connected Autonomous Shared Electric：コネクティッド・自動運転・シェアリング・電動化

*2 Mobility as a Service：マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ、新たな「移動」の概念

6. 主要な事業内容

事業内容	主要な製品・サービス
シート	シート
内外装	ドアトリム、天井、イルミネーション、外装品
ユニット部品	フィルター製品、吸気系システム製品、FC (燃料電池) 関連製品、電動パワートレイン関連製品
その他	繊維製品、物流業務、給食業務、日用品等販売、不動産賃貸、緑化土木、ユニフォーム 等

ご参考

シート	■自動車用シート	 シート	 スポーツシート (レース専用)	 エグゼクティブラウンジシート	 シート骨格	■自動車以外	 航空機用シート	
	内外装	■内装品	 ドアトリム	 ドアトリム	 天井	 バンパー	■外装品	
ユニット部品		■フィルター製品	 エアフィルター オイルフィルター	■吸気系システム製品	 吸気システム	■FC (燃料電池) 関連製品	 セパレーター	■電動パワートレイン 関連製品
					 スタックマニホールド			

7. 主要な営業所および工場

①当社

本社	愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地
支社・営業所	東京、大阪、広島、浜松
工場	刈谷、大口、木曾川、堤、猿投、高岡、藤岡、豊橋北、豊橋南、豊橋東、田原、土橋 (以上愛知県)、岐阜(岐阜県)、いなべ(三重県)、富士裾野(静岡県)、東京(東京都)

②子会社

「9. 重要な子会社の状況」をご参照ください。

8. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
44,375名	+1,272名

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)により記載しております。

9. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
トヨタ紡織東北株式会社	岩手県	百万円 1,667	100.0 %	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織九州株式会社	佐賀県	百万円 480	100.0	自動車部品の製造・販売
TB物流サービス株式会社	愛知県	百万円 50	100.0	一般貨物自動車運送事業
トヨタ紡織滋賀株式会社	滋賀県	百万円 240	100.0	自動車部品の製造・販売
TBカワシマ株式会社	滋賀県	百万円 1,132	56.7	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織アメリカ株式会社	米国	千米ドル 539,742	100.0	北中南米地域における 関係会社の統括拠点
トヨタ紡織カナダ株式会社	カナダ	千米ドル 29,000	#100.0	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織ミシシッピLLC.	米国	千米ドル 49,000	#100.0	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織ブラジル有限会社	ブラジル	千ブラジルレアル 176,000	#100.0	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織インディアナLLC.	米国	千米ドル 115,000	#100.0	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織アジア株式会社	タイ	千タイバーツ 728,080	100.0	アジア・オセアニア地域に おける関係会社の統括拠点
豊田紡織（中国）有限公司	中国	千米ドル 96,998	100.0	中国地域における関係会社の 統括拠点
トヨタ紡織サイアムメタル株式会社	タイ	千タイバーツ 350,000	#87.1	自動車部品の製造・販売
天津英泰汽車飾件有限公司	中国	千米ドル 24,500	#75.0	自動車部品の製造・販売
広州桜泰汽車飾件有限公司	中国	千米ドル 22,500	#75.0	自動車部品の製造・販売

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
トヨタ紡織ヨーロッパ株式会社	ベルギー	千ユーロ 436,134	100.0	欧州・アフリカ地域における 関係会社の統括拠点
トヨタ紡織トルコ株式会社	トルコ	千トルコリラ 25,696	# 90.0	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織南アフリカ株式会社	南アフリカ	千南アフリカランド 225,750	# 85.0	自動車部品の製造・販売
有限会社トヨタ紡織ロシア	ロシア	千ロシアルーブル 149,161	# 95.0	自動車部品の製造・販売
トヨタ紡織ポーランド有限責任会社	ポーランド	千ポーランドズロチ 56,263	# 100.0	自動車部品の製造・販売

(注) 1. #印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め80社、持分法適用会社は17社であります。当連結会計年度の連結売上収益は1兆3,726億円（前連結会計年度比3.2%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は247億円（前連結会計年度比9.7%減）であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	39,576百万円
株式会社日本政策投資銀行	6,522百万円
株式会社三井住友銀行	5,441百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 500,000,000株

2. 発行済株式の総数 186,820,002株

(自己株式 845,736株を除く)

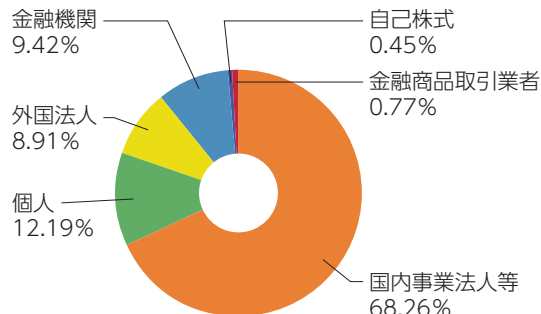
3. 株主数 14,715名

4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	73,653千株	39.43%
東和不動産株式会社	18,346	9.82
株式会社デンソー	10,192	5.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,161	4.37
株式会社豊田自動織機	7,756	4.15
日本発条株式会社	7,220	3.86
豊田通商株式会社	4,567	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,497	2.41
トヨタ紡織従業員持株会	2,932	1.57
株式会社タチエス	1,316	0.70

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

ご参考 所有者別株式分布状況



ご参考 政策保有に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要と認める会社の株式を保有し、円滑な事業活動に不可欠な協力関係を維持しております。毎年、政策保有株式については、保有の目的、事業環境の変化、その他考慮すべき事情等を総合的に勘案した上で、取締役会で保有の適否を確認し、保有意義が薄れた株式については売却を進める等、縮減に努めております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
豊田 周平	*取締役会長	豊田通商株式会社 社外監査役
沼 毅	*取締役社長	コーポレート分野 統括、品質領域 統括
鈴木 輝男	取締役副社長	製品事業分野 統括
伊藤 嘉浩	取締役副社長	地域事業分野 統括、調達・営業領域 統括
加納 伸二	#取締役副社長	安全衛生環境領域 統括、生産管理領域 統括、技術開発領域 統括 生産技術領域 統括・領域長、モノづくり推進領域 統括・領域長
笛田 泰弘	取締役	経営収益管理本部 本部長、BRグローバル本社推進室 室長
小笠原 剛	取締役	株式会社三菱UFJ銀行 顧問
小山 明宏	取締役	学習院大学 経済学部教授
佐々木 一衛	取締役	株式会社豊田自動織機 取締役副社長
伊奈 博之	#取締役	株式会社デンソー 経営役員
山本 直	常勤監査役	
水谷 輝克	常勤監査役	
横山 裕行	#監査役	ダイハツ工業株式会社 エグゼクティブ・アドバイザー
藍田 正和	監査役	

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
 2. #印は、2019年6月12日開催の第94回定時株主総会で新たに選任された取締役および監査役であります。
 3. 取締役 石井克政、加藤宣明の両氏は、2019年6月12日開催の第94回定時株主総会終結のときをもって任期満了となり退任いたしました。
 4. 監査役 佐々木眞一氏は、2019年6月12日開催の第94回定時株主総会終結のときをもって任期満了となり退任いたしました。
 5. 取締役 小笠原剛、小山明宏、佐々木一衛、伊奈博之の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 6. 監査役 横山裕行、藍田正和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 7. 取締役 小笠原剛、小山明宏、佐々木一衛、伊奈博之、監査役 横山裕行、藍田正和の6氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給額		支給人員	摘要
	報酬	賞与		
取締役 (うち社外取締役)	331百万円 (43百万円)	134百万円 (一)	12名 (5)	2012年6月定時株主総会の決議による報酬限度額 取締役 月額 50百万円以内
監査役 (うち社外監査役)	94百万円 (18百万円)	—	5 (3)	2012年6月定時株主総会の決議による報酬限度額 監査役 月額 8百万円以内
合計 (うち社外役員)	425百万円 (61百万円)	134百万円 (一)	17 (8)	

(注) 1.上記には、2019年6月12日開催の第94回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。

2.上記の「賞与」の額は、2020年6月17日開催予定の第95回定時株主総会決議予定の金額を記載しております。

ご参考 | 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

月額報酬と賞与につきましては、全体として会社業績連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。

特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、中長期の企業価値（社会的価値・経済的価値）向上度、配当、従業員の賞与水準、他社動向、及び過去の支給実績などを総合的に勘案しております。社外取締役・常勤監査役・社外監査役は独立した立場で経営の監督・監視機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

上記方針に基づき社外役員が過半数を占める経営諮問会議で審議し、その結果を踏まえて取締役会に提案し、決議しております。

3. 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	小笠原 剛	株式会社三菱UFJ銀行	顧問	預金等の銀行取引
	小山 明宏	学習院大学	経済学部教授	—
	佐々木 一衛	株式会社豊田自動織機	取締役副社長	当社製品の販売等
	伊奈 博之	株式会社デンソー	経営役員	当社製品の販売等
社外監査役	横山 裕行	ダイハツ工業株式会社	エグゼクティブ・アドバイザー	当社製品の販売等
	藍田 正和	—	—	—

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	
社外取締役	小笠原 剛	取締役会	12回中10回
	小山 明宏	取締役会	12回中12回
	佐々木 一衛	取締役会	12回中12回
	伊奈 博之	取締役会	10回中9回
社外監査役	横山 裕行	取締役会	10回中10回
	藍田 正和	取締役会	12回中12回
		監査役会	10回中10回
		監査役会	13回中13回

- (注) 1. 取締役 伊奈博之氏は、2019年6月12日開催の第94回定時株主総会で社外取締役に選任されており、就任後の取締役会開催回数は10回であります。
2. 監査役 横山裕行氏は、2019年6月12日開催の第94回定時株主総会で社外監査役に選任されており、就任後の取締役会開催回数は10回、監査役会開催回数は10回であります。

各社外取締役は、その豊富な経験・知識等から、当社の経営に関し適宜発言を行っております。

各社外監査役は、企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 小笠原剛、小山明宏、佐々木一衛、伊奈博之、監査役 横山裕行、藍田正和の6氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	122百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査計画の内容、過年度を含む会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠について、当事業年度特有の事項や重点事項が織り込まれ、また監査時間が充分かつ合理的に算定されているか等を確認した結果、報酬等の額について適切であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、国内子会社の一部および在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の独立性および適格性を害する理由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められるなど必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し株主総会に提案いたします。

5 会社の体制および方針

当社は、グループの健全な企業風土を醸成するため、社是（豊田綱領）を経営の精神とし、「基本理念」「TB Way」「社員の行動指針」を策定しています。業務の執行に際しては、現地現物による問題の発見と改善の仕組みを業務プロセスに組み込むとともに、それを実践する人材育成に取り組んでいます。以上の認識を基に、以下の会社法所定事項に関する当社の基本方針を次の通りとしております。なお、本方針につきましては、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、2015年4月28日開催の取締役会において一部改定のうえ決議したものであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役に対し、法知識の習得を目的とした新任役員研修等を実施し、社会規範・企業倫理に則った行動を徹底する。
 - イ. 取締役の業務執行にあたっては、取締役会及び組織を横断した機能会議等各会議体で、検討したうえで意思決定を行う。これらの会議体への付議事項は社内規程に基づき、適切に付議する。
 - ウ. 企業倫理、コンプライアンスに関する重要事項とその対応については、全社的な委員会等で適切に審議する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、法令並びに社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 事業運営、業務の執行にあたっては、予算制度やりんぎ制度に基づき所定の手続きを経たうえで適切に実施するとともに、重要な案件については、決裁規定に基づき、各種会議体で十分に審議のうえ決定する。
 - イ. 適正な財務報告の確保に取組むとともに、適時適正な情報開示を行う。
 - ウ. 環境、安全、品質、災害等のリスクへの対応は、各担当部署において規程の制定、啓蒙、教育を実施し管理する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役は、中期経営計画及び年度グローバル方針に基づき、各組織でそれを具体化させ、一貫した方針管理を行う。
 - イ. 取締役は、業務の執行権限を本部長、領域長、センター長に与え効率的な業務運営と指揮・監督を行う。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役は使用人に対し、「トヨタ紡織グループ行動指針」を周知させるとともに、必要に応じ法令遵守に関する社内外の教育を実施する。

- イ. 法令遵守に関する管理の仕組みを継続的に改善するとともに、その実効性を業務監査、自主点検により確認する。
 - ウ. コンプライアンスに関する問題及び疑問点に関しては、通報者保護を確保した企業倫理相談窓口等を通じてその早期把握及び解決を図る。
- ⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. グループとして共有すべき経営上の信念、価値観、行動理念、考え方を子会社に展開・浸透させ、グループの適正な業務の執行環境を醸成する。
 - イ. 定期的にグループの会議等を開催し、意見交換や情報交換により連携を高めるとともに子会社において重要な事案等が発生した際に関係役員並びに関係部署へ直ちに報告する体制を整え、グループ内の業務の適正と、適法性を確認する。
 - ウ. 子会社の重要案件は、関係会社管理規定に従い、当社が事前承認を行う。また、子会社は当社が定める管理項目について定期的に報告する。
 - エ. 子会社は当社の中期経営計画及び年度グローバル方針に基づき、年度事業体方針を定め、事業運営にあたりるとともに、当社が定期的に点検し、助言・指導を行う。
 - オ. 子会社に「トヨタ紡織グループ行動指針」を周知するとともに、全社的な委員会等で定期的に法令遵守に関する問題点の把握、点検に努める。また、当社の企業倫理相談窓口等は子会社の取締役及び使用人からの通報も受け付けており、コンプライアンスに関する問題の早期把握と解決に努める。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は職務の執行を補助する専任組織として監査役室を設置する。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室員の人事については、監査役と事前協議し、その独立性を確保する。
- ⑨監査役はその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室員の選任にあたっては、監査役は職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を確保する。
- ⑩取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役及び使用人は、主な業務の執行状況について、定期的又は随時に、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査役へ報告する。
 - イ. 子会社の取締役及び使用人は、子会社における主な業務の執行状況について、定期的又は随時に、また子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに、直接又は当社の取締役又は使用人を通じて監査役へ報告する。
- ⑪監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告をした者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けない体制を確保するための規程を整備する。

- ⑫監査役の職務について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が適正な職務を遂行するための費用について適切に予算を確保し、予算確保時に想定していなかった必要費用についても負担する。
- ⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 主要な役員会議体への出席、重要書類の閲覧等監査役の効率的な監査活動の機会を確保する。
イ. 監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換できる体制を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①取締役及び使用人の職務執行の適正に係る取組み状況
- ・役職員全員が遵守すべきコンプライアンス方針として、「トヨタ紡織グループ行動指針」を定め、冊子等を配布するなどグループ内で周知しています。取締役を含む役員向けに新任役員法務研修や重要な法令リスクをテーマとした研修を定期的で開催し、取締役並びに役員は法令に関する理解に努めています。また、使用人には階層別、個別法令別の教育を実施しています。さらに、CSR活動のなかで、法令リスクを自主点検する活動もすすめています。
 - ・重要な方針、案件については、社内の会議体にて十分な検討を行った後、定款及び取締役会規則の定めに従い、取締役会にて審議、決定しています。取締役会は毎月に加え、適宜臨時に開催しています。
 - ・取締役会議事録をはじめ、経営に関する重要な文書は、取締役会規則及び文書管理規定に従い、適正な保存、管理を行っています。
 - ・内部通報の窓口を社内、社外に設置するとともに、通報したことを理由として通報者に対して不利な取扱いを行わないよう規定に明示し、役職員へ周知しています。また、子会社へも当社の内部通報窓口を開放しておりますが、子会社においても内部通報窓口を設置しています。なお、通報の内容、対応等に関する運用状況をレビューし、関係役員へ報告しています。
- ②損失の危険の管理に関する取組みの状況
- ・事業運営にあたり、利益計画について役員を含めて十分な議論を実施し、所定の手続きを経たうえで事業計画を策定するとともに、役員会議等の各種会議体への付議も含め、決裁規定に定めた所定の手続きを遵守しています。
 - ・情報開示に関する基準を定め、情報開示の要否等について判定し、適時適正な情報開示を実施しています。
 - ・事業全般並びに環境、安全、品質、災害等、個別の課題について、必要な規定を定め、委員会活動を通じて、事業に係る損失の危険の管理をすすめています。法令が改定されたとき、または、情報システムの高度化等の事業環境の変化による事業運営上の新たなリスクが検出されたときには、適宜、その内容を見直し、会議体等を通じて関係者へ周知し教育、訓練を実施しています。また、危機、災害が発生した場合には、全役員及び関係者へ一斉に通知する仕組みを導入し運用しており、全社で取り組む体制を整備しています。

③取締役の職務執行の効率性に係る取組みの状況

- ・事業運営を効率的に実施するため、中期経営実行計画のもと、年度グローバル方針を定め、これらに基づき、各地域、事業、部署、子会社単位での業務執行のための具体的な方針を作成・展開し、役員が中心となって定期的にその進捗状況、課題等の点検活動をすすめ、グループ全体で業務の効率化を達成するよう努めています。
- ・取締役は、業務の執行権限を本部長、領域長、センター長に与え、その執行状況について随時、報告を受けるとともに、各種会議体へ出席し、業務運営の指揮・監督を行い、適正で効率的な業務運営に努めています。

④企業集団における業務の適正に係る取組みの状況

- ・グループの各々の事業、業務運営について、グループの会議等における意見交換や情報交換を実施するとともに、子会社の重要な事案等の当社関係部署等への報告体制を構築することにより、グループ内の業務の適正を確保しています。
- ・グループ一体となった事業運営をすすめるため、関係会社管理規定を定め、子会社の重要案件について各地域を統括する会社及び当社の事前承認、報告等、所定の手続きを遵守する仕組みを整え、運用しています。また、当社は、財務状況、販売状況、生産指標等の重要な管理項目について子会社より定期的に報告を受け、子会社の業務運営状況を点検し、必要に応じ助言、指導を行っています。

⑤監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び子会社の役職員より監査に必要な情報について定期的又は随時に報告を受けるとともに、重要な会議へ出席し、また、重要書類を随時確認しています。さらに、役員及び主要な部署との意見交換を定期的もしくは随時に実施し、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い連携しています。
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な能力を備えた人員を配置しています。また、監査役の職務遂行に必要と見込まれる費用について、予算を計上し確保しています。

【ご参考】

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

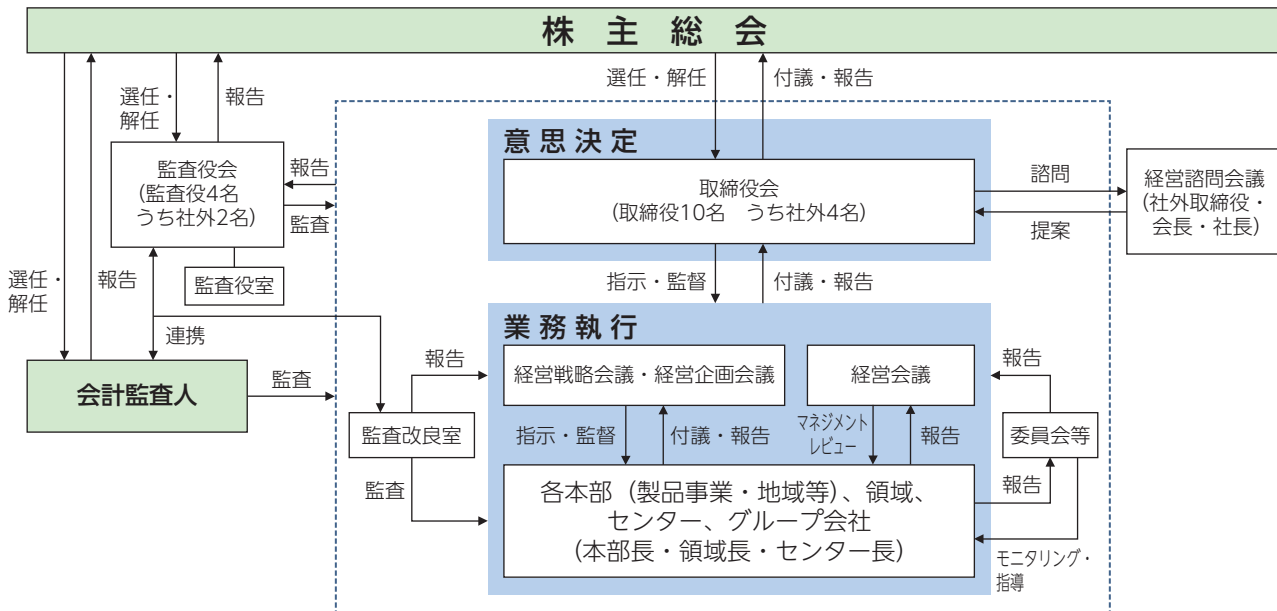
当社は、すべてのステークホルダーの方々に満足いただけるよう「よき企業市民として社会との調和ある成長を目指す」ことを基本理念の第一に掲げております。そのためには、経営の効率性と公平性・透明性の維持・向上が重要と考え、コーポレートガバナンスの充実をはかってまいります。

具体的には、

1. 株主の権利・平等性の確保、
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働、
3. 適切な情報開示と透明性の確保、
4. 取締役会の役割・責務の適切な遂行、
5. 株主との建設的な対話、

を進めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2020年4月1日現在)



取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性について、以下のとおり分析・評価を実施しております。

1. 方法

- ・運営状況や過去に指摘された課題への対応状況を分析し、1月度の取締役会へ報告
- ・取締役会事務局の担当本部長が、社外を含む取締役・監査役全員に対し、2月にヒアリングを実施
- ・評価結果と課題に対する方向性を取りまとめ、3月度の取締役会へ報告し、議論を実施

2. 2019年度評価結果の概要

- ・取締役会のスリム化や社外役員への事前説明の充実など、改善を続けてきた結果、取締役会において、経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行うための実効性は確保されているとの評価を受けました。
- ・しかし、その一方で、個別事業に関する議題の絞り込みはできたものの、いまだ詳細に関する議論が多いことや、全体戦略の議論など大きな方向性やリスクについての審議が不足気味であるとの意見が出されました。
- ・また、さらなる実効性向上のため、改善策を優先順位付けしたうえで、実行を加速させるよう改善要望が出されました。
- ・当社は、さらなる取締役会の実効性確保に向け、次の課題の改善に取り組んでまいります。

3. 主な課題と改善策

- 1) 経営計画や大きな方向性に関する議論の充実
議論に必要な時間を確保するよう努め、中期経営計画やグローバル方針の報告を計画的に実施してまいります。
- 2) 社外役員への情報提供の充実
取締役会上程議案の事前審議会議の資料を提供するとともに、リスクやコンプライアンスに関する報告の充実を図ってまいります。
- 3) メンバーの多様性確保
取締役会に必要な経験と専門性の検討を進めてまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は、株主の皆様の利益確保を重要な経営課題のひとつとし、長期安定的な配当の継続を基本に、連結業績および配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

内部留保につきましては、経営基盤の一層の強化・充実並びに今後の事業展開に有効活用し、長期的に株主の皆様様の利益向上に努めたいと考えております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
[資産の部]	百万円
流動資産	457,548
現金及び現金同等物	163,377
営業債権及びその他の債権	197,081
棚卸資産	68,166
その他の金融資産	15,120
未収法人所得税	4,827
その他の流動資産	8,976
非流動資産	323,166
有形固定資産	256,661
のれん	4,871
無形資産	10,873
持分法で会計処理されている投資	15,011
その他の金融資産	18,561
繰延税金資産	15,572
その他の非流動資産	1,614
合計	780,714

科目	金額
[負債の部]	百万円
流動負債	313,327
営業債務及びその他の債務	179,103
社債及び借入金	50,231
その他の金融負債	3,410
未払法人所得税	6,302
引当金	3,921
その他の流動負債	70,358
非流動負債	145,685
社債及び借入金	74,301
その他の金融負債	7,758
退職給付に係る負債	58,982
引当金	255
繰延税金負債	2,776
その他の非流動負債	1,611
負債計	459,013
[資本の部]	
親会社の所有者に帰属する持分	291,051
資本金	8,400
資本剰余金	3,044
利益剰余金	289,880
自己株式	△1,674
その他の資本の構成要素	△8,599
非支配持分	30,649
資本計	321,701
合計	780,714

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
	百万円
売上収益	1,372,616
売上原価	1,238,561
売上総利益	134,054
販売費及び一般管理費	84,323
その他の収益	5,847
その他の費用	7,792
営業利益	47,785
金融収益	2,245
金融費用	2,865
持分法による投資利益	908
税引前利益	48,074
法人所得税費用	16,446
当期利益	31,628
当期利益の帰属	
親会社の所有者	24,786
非支配持分	6,841

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

トヨタ紡織株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 氏原 亜由美 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 手塚 謙二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トヨタ紡織株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、トヨタ紡織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
〔資産の部〕	
流動資産	230,601
現金及び預金	55,936
電子記録債権	24,992
売掛金	78,794
商品及び製品	975
仕掛品	3,412
原材料及び貯蔵品	6,789
未収入金	49,639
その他	10,061
固定資産	220,445
有形固定資産	100,263
建物	37,274
構築物	3,283
機械及び装置	23,718
車両運搬具	384
工具、器具及び備品	6,185
土地	17,059
建設仮勘定	12,128
その他	229
無形固定資産	8,968
ソフトウェア	7,928
のれん	772
借地権	210
その他	57
投資その他の資産	111,212
投資有価証券	9,081
関係会社株式	56,872
関係会社出資金	24,183
長期貸付金	1,549
前払年金費用	2,552
繰延税金資産	15,075
その他	5,467
貸倒引当金	△3,569
合計	451,046

科目	金額
〔負債の部〕	
流動負債	182,274
電子記録債務	15,903
買掛金	109,149
1年内返済予定の長期借入金	11,930
未払金	14,989
未払費用	26,490
未払法人税等	394
製品保証引当金	2,681
役員賞与引当金	146
その他	589
固定負債	113,615
社債	40,000
長期借入金	34,168
リース債務	166
退職給付引当金	37,825
資産除去債務	253
その他	1,202
負債計	295,889
〔純資産の部〕	
株主資本	153,825
資本金	8,400
資本剰余金	9,013
資本準備金	9,013
利益剰余金	138,086
利益準備金	2,412
その他利益剰余金	135,673
固定資産圧縮積立金	777
別途積立金	95,913
繰越利益剰余金	38,983
自己株式	△1,674
評価・換算差額等	1,331
その他有価証券評価差額金	1,331
純資産計	155,157
合計	451,046

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
	百万円
売上高	746,978
売上原価	711,880
売上総利益	35,097
販売費及び一般管理費	39,052
営業損失	△3,955
営業外収益	20,753
受取利息及び配当金	18,214
その他	2,539
営業外費用	4,679
支払利息	544
その他	4,134
経常利益	12,119
税引前当期純利益	12,119
法人税、住民税及び事業税	919
法人税等調整額	△791
当期純利益	11,991

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

トヨタ紡織株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 氏原 亜由美 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 手塚 謙二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トヨタ紡織株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、定期的に会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

トヨタ紡織株式会社 監査役会

常勤監査役 山本直 ㊟

常勤監査役 水谷輝克 ㊟

社外監査役 横山裕行 ㊟

社外監査役 藍田正和 ㊟

以上

株式に関するご案内

株式事務のお取扱いについて

事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会

毎年6月

配当金支払株主確定日

3月31日 なお、中間配当を実施するときは9月30日

株主名簿管理人および特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1

ご注意

- 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株式に関するお手続きについて

■ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	<ul style="list-style-type: none">● 特別口座から一般口座への振替請求● 単元未満株式の買取（買増）請求● 住所・氏名等のご変更● 特別口座の残高照会● 配当金の受領方法の指定※	<ul style="list-style-type: none">● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会● 支払期限経過後の配当金に関するご照会● 株式事務に関する一般的なお問合せ
お問合せ先	特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ● インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufj.jp/daikou/	株主名簿管理人

※特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

■ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	<ul style="list-style-type: none">● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会● 支払期間経過後の配当金に関するご照会● 株式事務に関する一般的なお問合せ	<ul style="list-style-type: none">● 左記以外のお手続き、ご照会等
お問合せ先	株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	口座を開設されている証券会社等にお問合せください

■ 少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「**株式数比例配分方式**」をお選びいただく必要があります。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「**株式数比例配分方式**」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

■ 株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様からお取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

株主総会会場ご案内



日時

2020年6月17日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地
当社本店

開催場所が昨年と異なっておりますので
ご注意ください。



- ・JR東海道本線・名鉄三河線 刈谷駅(南口)から徒歩約10分(1km)です。



- ・国道23号線知立バイパス上重原ICから車で約10分(3km)です。
- ・弊社構内お客様駐車場をご利用ください。

<ご連絡事項>

- ・密集による感染を防止するため、ご不便をお掛けしますが送迎バス(刈谷駅⇨当社本店)は中止とさせていただきます。
- ・密接や密集を避けるため、誠に残念ではございますがお土産・施設見学・製品展示は中止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願い致します。